

保護基準の改定

二年間で四〇%上がった保護基準

保護基準の第一八次改定は、生活扶助基準の一三%引上げのほか、冬季加算額、取替保護基準の引上げ、さらに教育扶助基準、出産扶助基準、生業扶助基準及び障害扶助基準をそれぞれ引上げるもので、昨年四月の第一七次改定に匹敵する大改定ということができよう。

これら改定の結果をみるまでの経緯については、諸新聞紙上等に報道されたところであるが、なかでも最大の問題となったのは、厚生省の要求した生活扶助基準二%改定に対する大蔵省の示した態度であった。

新聞に報道されたところによれば、大蔵省の見解は、「生活扶助基準の引上げについては、厚生省は二%の引上げを要求しているが、すでにさきの予算補正で五%の引上げを行ったから、差し引き一七%引上げの要求として査定するが、社会保障政策充実の建前から、相当の引上げは行う。しかし今年度中に当初予算で一八%、補正予算で五%、合計二三%の大

幅引上げを行って、現に保護を受けていない国民の生活水準と保護を受けるものとの格差がどの程度であればよいか問題である。国民の所得格差の縮小、是正ということは、先に公表されている国民所得増進計画、あるいは厚生行政長期計画基本構想等にも明らかにされているように今後における保護基準算定の場合の前提条件であることはいうまでもないが、その格差を年々どの程度縮小して行くべきかである。そこで、先に厚生省試案として公表された厚生行政長期計画基本構想にいう「目標年次(四五年年度)における保護基準は、基準年次(三二・三二・三三各年度の平均)基準額のほぼ三倍とする必要がある」との点に基づいて、現行基準額を計画にいう三倍額に引上げるための三七年年度以降四五年年度までの引上げの試算を行うと年率一〇%となる。これはいうまでもなく毎年の諸物価の値上り分を除いた実質の引上げ率である。

このような試算結果からみても、前述各紙の論旨にもあるとおり八%では余りにも低すぎる。来年度は、いわゆる景気の調整期としてその観点から各行政の方針が樹てられるであろうがむしろこのような時こそ、被保護世帯の生活水準を上げざるべきである等の見解から財政当局ともその後の接衝を重ねた結果、厚生省の試算した三七

ととして、現に保護を受けていない国民の生活水準と保護を受けるものとの格差がどの程度であればよいか問題である。国民の所得格差の縮小、是正ということは、先に公表されている国民所得増進計画、あるいは厚生行政長期計画基本構想等にも明らかにされているように今後における保護基準算定の場合の前提条件であることはいうまでもないが、その格差を年々どの程度縮小して行くべきかである。そこで、先に厚生省試案として公表された厚生行政長期計画基本構想にいう「目標年次(四五年年度)における保護基準は、基準年次(三二・三二・三三各年度の平均)基準額のほぼ三倍とする必要がある」との点に基づいて、現行基準額を計画にいう三倍額に引上げるための三七年年度以降四五年年度までの引上げの試算を行うと年率一〇%となる。これはいうまでもなく毎年の諸物価の値上り分を除いた実質の引上げ率である。

生活扶助基準の改定内容

そこで生活扶助基準の算定であるが前述のとおり昨年四月第一七次改定に際して採用確立されたいわゆるエンゲル方式によって行っている。(本誌第六一号参照)

放食物費については、一人当り平均所要熱量(昨年度同様三五才男、三〇才女、九才男、四才女の四人世帯における平均所要熱量一、八八五カロリ(第一表参照))を費目別に配分する場合

第1表 基準算定上の年令性別所要熱量

	所要熱量 (Cal)	備考
総数	7,540	のみ
35才男	2,190	の作日
30才女	1,850	人(1Cal)
9才男	2,100	のり
4才女	1,400	り
平均	1,885	

注) 昭和34年栄養審議会答申「日本人の栄養所要量」による

昨年年度は三三年度国民栄養調査六大都市平均の結果によつていたものを、三

第2表 基準熱量の費目別構成 (6大都市平均)

	33年度国民栄養調査		34年度国民栄養調査	
	摂取熱量	構成比	摂取熱量	構成比
総数	1,966.12	100.00	1,950.8	100.00
主食	1,425.90	72.52	1,390.0	71.25
魚介類	223.24	11.36	243.3	12.47
野菜類	190.54	9.69	184.5	9.46
調味料	126.44	6.43	133.0	6.82

四年度国民栄養調査六大都市平均の結果を採用し、より直近時の一般国民の食生活実態(第二表)に

〇円五三銭となった。(第三表)この金額を総理府家計調査結果から描いた一般世帯における放食物費とエンゲル係数の相関図表にあてはめた結果、エンゲル係数は昨年度の五七・九七九六〇から五六・二八八三へと約一・五%の低下を示し、放食物費をエンゲル係数で除した消費支出総額が一五、六八九四八四銭となった。これから生活扶助基準相当額(一五、二七四八八一銭)を求め、五人世帯(六四才男、三五才女、九才男、五才女、一才男)基準額に換算すると一三、四七〇円となった。昨年一〇月補正後基準額一、九二〇円に対して一三%の増額をみ、これを性別、年齢階級別、世帯人員別に展開して生活扶助基準が算定された。

なお、冬季加算額は昨年度同様採用暖経費のほかに寒冷度合に応じての熱量補給等のための放食物費、さらに被服費、家具什器費、雑費等をもこれに加え、これを公務員の寒冷地手当、薪炭手当の支給額及びその地域別支給率を考慮に入れて改定された。

教育扶助基準の改定

教育扶助基準については、昨年四月に文部省の学習指導要領の実施に合わせ、学用品費及び実験実習見習費等の改定が行われたところであるが、本年度においては、さらに通学用品費について品目内容の充実が行われ、また、一般小学校生徒の実態に即して通学用品費基準額についての学年区分改定前一・二年、三・四年、五・六年の三区に分一・四年、五・六年の二区分に改められた。

その他の扶助基準の改定

出産扶助基準及び葬祭扶助基準については、改定前基準がそれぞれ三五年四月に改定されたものであり、その後二年間における諸物価等の変動に基づいて改定された。

出産扶助基準については、人件費を増額した結果一級地基準額三、〇〇〇円が三、五〇〇円になったほか、衛生材料費として加給される額八〇〇円が一、〇五〇円に改定された。

葬祭扶助基準については、葬儀執行に関する諸経費及び文書料がそれぞれ増額された結果、一級地基準額四、〇〇〇円が四、六〇〇円に引上げられた。また、生業扶助基準については、昨年度に引き続いて、被保護世帯の自立更生をより一層促進するために生業扶助を積極的に活用することとし、就労助成の場合の基準額一件につき二〇、〇〇〇円が三〇、〇〇〇円に引上げられた。

第3表 総放食物費及びエンゲル係数

	熱量 (Cal)	基準額 (円)
基準放食物費	1,885	7,761.93
主食	1,343	3,124.94
米	699	1,890.02
非米主食	644	1,234.92
副食	413	4,060.51
魚介	235	2,483.29
野菜	178	1,577.22
調味料	129	528.68
嗜好品	—	47.80
基準外放食物費	—	1,068.60
計	—	8,830.53
エンゲル係数	—	56,281.83

注) 基準外放食物費 1,068.60
学校給食費 341.41
基礎控除放食物費 726.65

また、収容保護基準についても併行して放食物費及びその他の経費いすれに幅を増額され、例を養老施設にと改定

生活と福祉

第73号

- 社会保障の土台石.....小池 欣.....(1)
- 生活保護法による医療給付の合理化について.....水田 稔彦.....(2)
- 社会局・新しい基準・運営要領の解説
- 保護基準の改定.....(4)
- 実施要領の改正.....(6)
- 低所得対策.....(9)
- 老人福祉.....(10)
- 県監査はこれでよいか.....吉岡 大作.....(12)
- ケース・スーパービジョン(7)
- 集団協議について.....仲村 優.....(14)
- 水脈 | ズレた感覚・J.A.S.W.....(15)
- | 本を立てよう・革命時代
- 私の体験したスーパービジョン 前田ケイ.....(16)
- 私意 | 自治研活動を育てよう.....志田 利.....(18)
- | 「十年を省みて」.....小田桐 清.....(18)
- 保護世帯の生活構造とニード.....(19)
- 国会 | 第40回国会委員会.....(20)
- | ニュース | 議事録から
- アメリカ便り.....大塚 達雄.....(23)
- カット.....渡辺千代樹

〔解説〕単身者が入退院、入退所した場合の電灯料、水道料と同様の配慮に基づくもので、保護受給中の者に限られ、新規開始の場合は日割計算による額を計上するとはいうまでもない。

〔家賃代等〕一般基準の額により難しいものについては、都道府県知事又は指定都市市長が毎年二月一日現在の管内第二種公営住宅家賃の最高額を標準として定め、年度ごとの限度額の範囲内において実施機関限りで特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差支えない。また、世帯員数、世帯員の状況、地域の住宅事情等によりやむを得ないものについては、前記の限度額の一・三倍以上の額までは知事（指定都市市長）限りで特別基準の設定があったものとして必要額を認定して差支えない。

〔解説〕第二種公営住宅、引揚者寮、母子寮等の公営の低家賃住宅に入居している者の住宅費の取扱いは従前とおりのであるが、右により難しい事情があるものについて、さらに知事（指定都市市長）限りで、実施機関限りの特別基準設定の限度額に一・三を乗じた額まで認めることとしたものである。〔家賃の修理に要する費用について〕実施機関限りの特別基準設定の限度額を年間一〇、〇〇〇円以内、また、知事（指定都市市長）限りで認定できる額を一五、〇〇〇円以内に引上げる。

〔解説〕修理の特別基準限度額の引上げが今回の改正の中心である。

教育費

〔中〕中学校技術家庭科の教材費
「中学校に在学する者が技術家庭科の履修のため特別の材料費（実習費）を必要とする場合は、年間一人六〇〇円の範囲内（二期に分け、四月及び十月にそれぞれ三〇〇円以内）必要な額を計上する。また、新規開始の場合に四月又は十月以外の月に要審判定を行うときは、その月に三〇〇円以内で必要な額を計上するものとするが、昭和三七年四月一日現在において保護停止中の者については、保護が再開される月において三〇〇円の範囲内で必要額を計上する。」

〔解説〕昭和三七年度から中学校の学習指導要領の実施に伴って、新たに設けられた技術、家庭科実習用教材費であって、年額六〇〇円の範囲内での必要額を計上することとされたものであるが、中学校ごとに技術、家庭科として実施する内容が異なるため、金額も六〇〇円の範囲内で、これに要する実費の額を認定するとともに、その支給方法も原則として学校長渡しとし、給食費と同様毎学年おむね二回程度、適当な時期に精算を行うものとした。なお、保護を廃止する場合はそのときに精算を行うものである。

出産のための費用及び葬祭費

〔出産のための費用については、分娩

料、沐浴料とも基準額の引上げを行なった。また葬祭費については、一般基準により難しい場合であって、葬儀用自動車等の料金、その他死体の運搬に要する費用が一、二級地五〇〇円、三級地四五〇円四級地四〇〇円の額を超えるときは、その部分（運搬費）については二、〇〇〇円の範囲内で特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定して差支えない。

勤労控除

〔基礎控除〕「各職種ごと及び級地ごとの控除額を生活保護基準との引上げの関連において増額した。」

〔解説〕勤労控除については勤労意欲の助長、自立の促進を図るうえで重要な意義を有するその増額を行ったことが今回改正の要点である。なお、稼働日数に定じた基礎控除の適用率は従来どおりである。

〔勤労控除〕「勤労控除を行う際の月間就労日数の最低限度を二六日から二三日をこえる場合に改める。」

〔解説〕被保護階層の就労状況、就労職種等を考慮し、通常の勤労時間をこえて通常以上の努力を払っている場合の尺度としての月間就労日数を二日間繰下げ二四日としたものである。なおその超過稼働収入二分の一を控除す

る取扱いは従前とおりのである。

新規就労控除

〔控除額を月額一、八〇〇円に引上げると共に、継続性のある職業にはじめてついた後六カ月以内であれば、転職した場合にもその職業によって得られる収入につき控除を認めることとする。〕

〔解説〕従来月額一、五〇〇円以内の控除額であったものを一、八〇〇円に引上げたこと、転職した場合に、六カ月以内の転職であっても以後控除が認められなかったものを、その転職が継続性があり、六カ月以内における転職であれば、はじめて就職したときから六カ月の範囲で控除できるよう改めたものである。

特別控除

〔一級地及び二級地の年間控除額を一〇、〇〇〇円以内、三級地を九、〇〇〇円以内、四級地を八、〇〇〇円以内にそれぞれ額の引上げを行う。〕

〔解説〕額の引上げが改正の要点である。

就労に伴う子の託児費

〔原則として、月額三、〇〇〇円の範囲内（内訳を廃止）で必要な額の控除を認める。また託児費中に放食物料が含まれていても、自給認定の対象とはしない。〕

〔解説〕就労を容易にするための実質的な改善を行ったものである。

〔注〕「」内は改正実施要領中の改正部分の内容を記したものであるが、必ずしも正式の通知文そのままの引用ではないことをおことわりしておく。

（社会局保護課）

低所得対策

世帯更生資金貸付制度について

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図ることを目的として、昭和三〇年度に創設された。以来、この制度は、民生委員が自主的に行って来た世帯更生運動の一翼を背負って、現在まで、一三万世帯に対し五〇億円の貸付を行い、他方、国と都道府県は貸付原資として四四億円を貸付主体である都道府県社協に対して補助して来た。その間、国は低所得階層のニードに感じ得るよう資金種類、貸付条件等の改善を主とする制度の整備充実を行って来た。そして現在、昭和三六、四、六 厚生省発社第一四二号厚生事務官通知「世帯更生資金貸付制度要綱」及び同日社発第二〇〇号厚生省社会局長通知「世帯更生資金運営要領」により実施されているのであるが、そのあらましを記せば次のとおりである。

（一）貸付業務の実施機関
都道府県社協を実施主体とし、市区町村社協が窓口機関としての業務を行う。都道府県社協及び市区町村社協にそれぞれ運営委員会及び調査委員会を置き、貸付業務の適正を期するため、

貸付決定等に関与し、又は必要な意見を述べる。民生委員は世帯の調査により低所得世帯の実態把握に努め貸付のあっせん、償還の指導等、これらの世帯の独立自立に必要な援助指導を行う。

貸付対象

貸付条件

資金貸付にあつては必要な援助指導を行うことにより自立更生を期待でき、且つ、他から融資を受けることが困難な低所得世帯とする。ただしこの制度の、資金を重複して借り受けようとする者、他施策の資金を借り受けている者、又は要保護者については、一定の制限を設けている。

（二）資金の種類
別表のとおり。

（三）借入申込者は連帯債務を負担する保証人を立てなければならぬ。限度額、据置期間、償還期限は別表のとおり。利子は修学資金は無利子とし、他は据置期間終了後、年三分とする。

（四）貸付手続
申込者は借入申込書を民生委員に提出し、民生委員は指導計画書を作成して、市区町村社協に送付する。市区町村社協は必要な調査を行うとともに、調査委員会の意見を付するほか、申込者が要保護世帯又は身体障害者世帯に属する者であるときは、その者の指導計画について管轄福祉事務所長の意見を付して、これを都道府県社協に送達する。都道府県社協は運営委員会の決定に従って申込者に貸付の可否を通知する。申込者は、市区町村社協で、保証人連署の借用書と引替えに、資金を受領する。

（五）償還方法
償還は月賦、半年賦又は年賦の方法により別表の償還期限内に行う。借受人は償還金を市区町村社協又は民生委員に払い込み、市区町村社協は、それをとりまとめて都道府県社協に送金する。都道府県社協は、償還期限までに償還しなかった者に対し、延滞元金百円につき、一日三銭の延滞利子を徴収する。ただし、延滞したことにつき止むを得ない理由があったときは、申請にもとずき、延滞利子の免除又は支払猶予を認めることができる。

（六）国の財政措置
国は、都道府県が都道府県社協に対し、貸付資金として補助した額の三

別表

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	10万円以内	1年以内	6年以内 貸付期間2年以内
	支度費	1万5千円	6月	
	技能習得費	月額1,500円以内	6月	
身体障害者更生資金	生業費	10万円以内	1年以内	8年以内 貸付期間2年以内
	支度費	1万5千円	6月	
	技能習得費	月額1,500円	1年	
生活資金	生活費	月額3千円以内	6月以内	3年以内 貸付期間6月以内
	出産費	3千円		
	葬祭費	5千円		
住宅資金	住宅補修費	3万円以内	6月以内	6年以内
	増改築費	10万円		
修学資金	月額1,000円以内	6月以内	5年以内	無利子
療養資金	5万円以内	6月以内	5年以内	
災害援護資金	10万円以内	1年以内	6年以内	37年度新設

（七）国の財政措置

国は、都道府県が都道府県社協に対し、貸付資金として補助した額の三